

第2回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成17年11月15日(火)午後2時から4時25分

2 場 所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

多賀谷会長、赤田委員、朝比奈委員、伊藤委員、井上委員、漆原委員、大西委員、大野委員、久保田委員、齋藤委員、菅野委員、平野委員、松林委員(委員：五十音順)

(2) 事務局職員

中岡政策法務課長、同課 和田室長(情報公開・個人情報センター)、同課 伊勢田副課長、同課 鈴木主幹(情報公開・個人情報センター)、情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

(1) 傍聴要領について

(2) 苦情処理の報告について

(3) 情報公開制度の運用状況について

5 議事の概要

事務局(鈴木) 事務局の鈴木と申します。お時間ですので。まず、これから傍聴者、報道機関の入室をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

事務局(鈴木) 本日は松林委員が少し遅れるという御連絡をいただいております。井上委員は、御連絡いただいておりますが、間もなくお出でになるかと思っております。ただ今の出席委員数は、半数を超えており、定足数に達しております。

それでは、ただ今から第2回千葉県情報公開推進会議を開催させていただきます。議事に先立ちまして、今回初めて御出席いただきました委員を御紹介いたします。平野委員でございます。

平野委員 平野でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(鈴木) 次に、本日お配りしてあります資料について御確認をお願いいたします。

お配りしてありますものを申し上げますと、「次第」「席次表」、その下に「資料1」「資料2」さらに「資料3」、その下に所々部分的にマスキングをした「要請」と書かれている資料。なお、この要請資料につきましては、全文のほうは緑色のファイルで委員のお手元のほうに配らせていただいています。また資料に戻っていただきまして「議事運営要領」、最後に参考といたしまして第1回会議の配布資料、「資料4」というものを、今日、御用意させていただきました。なお、16年度の年報につきましては、事前に各委員にお配りさせていただいたところです。これにつきましては、傍聴人の方々には議事になりましたら事務局から貸し出しをさせていただきます。ちょっと大部になりますので、終了後はお返しいただきたいと思います。資料の確認、よろしいでしょうか。

それでは議事の進行につきまして会長にお願いいたします。多賀谷会長、よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは議事に入らせていただきたいと思います。議事に入る前に本日の議事録署名委員を御指名いたします。本日は朝比奈委員にお願いいたします。

本日の議題としてあらかじめ御通知しましたのは、「傍聴要領について」「苦情処理の報告について」および「情報公開制度の運用状況について」の3点でございます。まず、前回の会議において議題となりました傍聴要領について御確認いただきたいと思います。前回、事務局が他の委員会等にならって傍聴要領の例を示して御意見を求めたわけです。それについていろいろ御意見がありまして、それを加えて修正したものを今回示すということになっていたと思います。そこで、修正案について事務局のほうから御説明願いたいと思います。

事務局(和田) それでは御説明させていただきます。「資料1」と書いたペーパーを御覧いただきたいと思います。左側に「傍聴要領(例)」として前回の会議でお示しさせていただいたものを載せさせていただいております。前回、御議論いただいたものを基に右側の「傍聴要領」ということで示させていただきました。相違する部分についてアンダーラインを示させていただいております。違っているところだけ御説明を申し上げます。

傍聴の手続きでございますけれども、例でありますと「会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で」ということとなっているわけでございますけれども、これを「原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り」ということで変更してございます。

次に(2)でございますが、「定員になり次第、受付を終了します」という部分でございますけれども、「傍聴席が満席となった場合には、受付を終了します」というふうに変更させていただいております。

次に、2番の(4)でございます。ここは言葉の訂正でございますが、例では「審議会等の会長」となっておりますものを「会長」というふうに変更してございます。変更点は以上でございます。

会 長 これにつきましては、前回、予定時刻までというのは、遅れることは傍聴者には許されないのかという話がありました。原則として会議時刻までに来るのがルールだろうということで、「原則として」と。例外もあり得るだろう。電車が遅れたりすることがあるでしょう。それから、「氏名を記入し、審議会の許可を得た上で」というのは、やはりちょっと敷居が高いということで、傍聴券を受け取り、そのまま入ってください。それから、定員という概念、要するに、席が満席になった場合に入れないというそれだけのことで、定員という概念は使わないという感じで、だいたいそういう御意見があったのでこのような原案というものを作らせていただきました。これでよろしいでしょうか。

それでは、今後、この傍聴要領に基づいて傍聴をしていただくということにしたいと思えます。

漆原委員 こちらに事務局の方がたくさんいらっしゃいますけれども、事務局以外の方で出席される方がおられたら、事務局さんのほうから公表していただきたいと思うのですけれども。

会 長 事務局以外の県庁の方なりそれ以外の方がいた場合には公表するということですか。

漆原委員 はい。

会 長 たしかに傍聴要領とは直接は関係ない話ですが、おっしゃるように……。

漆原委員 ええ、関係ありませんけれども。

会 長 何か分からない人が忍者みたいに入っているのはあまり面白くないという、そういう趣旨ですね。

漆原委員 そうですね。

会 長 これは別に規則は作らないですけども、それは倫理でしょうから、事務局のほうとしても事務局メンバー以外の人がいらっしゃったら、最初に御紹介いただくという、そういうことにしていただきたいと思います。それをここで言ったということで、後で会議録に残るでしょうから、それでよろしいでしょうか。

漆原委員 はい、結構です。

会 長 それではそういうふうにしたいと思います。

次に、「苦情処理の報告について」を議題とさせていただきたいと思います。情報公開条例 27 条の 2 第 3 項の規定により、当会議に申し出のありました苦情については、前回の会議において苦情処理調査部会を設置し、その部会で処理していただくということになりました。苦情処理調査部会の委員には弁護士の方になっていただきました。この苦情処理の手続きに関して、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領というものを定めさせていただいて、各委員に送付させていただいております。すでにお手元にあると思いますけれども、確認の意味で事務局から要点を説明してもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局（和田） それでは、配布させていただいております「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」、これを御覧いただきたいと思います。1 条は趣旨でございます。第 2 章として議事及び運営でございますが、この中といたしましては調査審議の方法として、会長は、調査審議のため必要があると認めるときは実施機関等に行政文書の提示、資料の作成を求めるものとする。2 項といたしまして、会長は、調査審議のため必要だと認めるときはその他の関係者の出席を求め、意見・説明を聞くものとするという規定を置かせていただいております。

第 3 条は会議録の作成ということでございます。

第 3 章といたしまして、意見の聴取でございます。これは条例第 27 条の

2 第 2 項の県民からの意見ということでございますが、これにつきましては様式を定めまして、原則として「情報公開制度の運営の改善に関する意見書」により聴取をするということで定められているところでございます。

第 4 章が苦情の処理でございます。まず第 5 条といたしまして、苦情の申出につきまして様式を定めまして、原則として「情報公開事務に係る苦情の申出書」により受けるものとするという規定でございます。

次に第 6 条でございます。苦情の調査ということでございますが、苦情の申出があった場合は苦情処理調査部会が苦情に係る調査を行うという規定でございます。その調査につきましては、原則として部会長が部会を構成する委員の中から指名する委員が行う。苦情調査は実施機関に対しては必要に応じて説明、資料の提出、文書の提示または実施調査などの方法により行う。申出人に対しては必要に応じて署名または口頭により説明を求める。そのほか第 5 項でございますけれども、第三者から知っている事実を聞くことができるという規定でございます。

第 7 条が調査の通知でございますが、調査を行うときには実施機関、申出人、第三者に対して通知を行うという規定でございます。

第 8 条が苦情処理の検討でございますけれども、調査委員が調査をした結果につきましては部会に報告をする。部会がその報告に基づき苦情の処理に関する検討を行う。その検討の結果、実施機関等の対応に問題があったと認めるときは、当該問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知するという規定でございます。

第 9 条が処理結果の通知でございますけれども、まず 1 項で苦情の処理の結果については処理結果通知書により申出人に通知をする。また、必要に応じて実施機関等または第三者に通知をするという規定でございます。

次に第 10 条でございますが、部会は推進会議に対して苦情の処理に関する状況を報告するという規定でございます。

次に第 5 章として支障事案等調査という関係でございます。実施機関等が制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案、その他特異な事案があった場合には推進会議に報告するということとなっているわけですが、これに関しての様式を定めてございます。

第 12 条で、部会は前条の規定により報告のあった事案、または推進会議から特に調査を付託された事案について調査を行うという規定を置かれているところでございます。

第 13 条といたしまして、調査結果の報告ということでございまして、調査委員は調査の結果を部会に報告をする。部会は支障事案等の調査の結果をまとめ推進会議に報告をするという規定でございます。

その他は補則というか、雑則的な規定でございますので、説明は省略させていただきます。以上が要領に関する御説明でございます。

会 長

だいた量がある要領ですけれども、こんなに固いものを作らなくてもいいだろうと思ったのですけれども、作って運用したいと言うのであえて私は反対しませんでした。現実に、例えば申出については原則として書面によると書いてありますけれども、すでに書面ではない申出が出てきているようで、それも適宜対処しています。

この条文の一番の中心のところは 8 条の苦情処理の検討というところ、そして、9 条の処理結果の通知というところ。苦情が正当なもの、根拠のあるものであった場合にはそれを県の行政に反映する仕組みを作っておく、これが一番中心のところだと思います。苦情処理調査部会に上がってきて審査するというところまで、手続的にそれを妨げる仕組みがそれほど直接にはありませんので、私はこれでよろしいだろうと考えました。それで、こういう形での案を作ることに了承いたしました。

それから、支障事案調査、これはある意味では行政のほうからの苦情の申出みたいなものを受ける仕組みであります。

差し当たりはこういう規定に基づいて運用することをお許しいただきたい。実際に、すでにこの要領に基づいて苦情処理調査部会が実は動いておりまして、今日、その報告を受ける形になっております。すなわち、苦情処理調査部会が去る 8 月 9 日に第 1 回会議を開催しまして、菅野委員が部会長に選出され、その後、5 件の苦情を処理していらっしゃるということでありまして、そして、今日はこの苦情処理に関する要領の第 10 条の規定によりまして、部会から苦情処理の状況を推進会議に報告していただくという段取りになっております。

それでは、まず事務局から御報告いただきまして、それから菅野部会長から補足的に御説明いただければと思います。

事務局（和田） それでは報告させていただきます。資料2の「情報公開事務に係る苦情の処理結果について」というものを御覧いただきたいと思います。1ページ開けていただきまして、苦情処理結果1、ここから5件の苦情の内容が1件につき1ページでまとめさせていただいております。

まず1番目の苦情でございます。苦情の内容ですが、苦情の趣旨は『2005（平成17）年5月31日付け千葉県報に登載された「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」作成の基となったりストにおける自己の情報（一県民としての請求の場合に限る）』等4件の自己情報不開示決定処分を取り消しを求めるというものであります。

苦情申出の理由等としては概ね次のとおりということでございます。情報公開制度の運用状況として、請求件数上位者の請求件数一覧表が千葉県報に登載されている。しかし、県報にランキングを載せる必要などなくおかしい、また、ランキング載せるなら基礎資料を開示すべきである。その背景として、千葉県情報公開推進委員会で議論されたことが生かされていない。こういった苦情の内容でございました。

調査の概要でございますけれども、8月1日に苦情申出書の受付をいたしました。8月9日に苦情処理調査部会で審議をされました。9月16日に申出人から苦情の趣旨等の聴取をいたしました。9月27日に2回目でございますが、苦情処理調査部会で審議をされ、9月30日付けで申出人に苦情処理結果を通知したということでございます。

その処理結果でございますが、本苦情は自己情報不開示決定処分の取り消しを求めるとすれば、個人情報保護条例に基づく決定に関するものであり、また、申出人は特段の不利益を主張しているものではないことから、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。しかし、申出は制度運用状況の公表の在り方に係るものとして受け止め、制度運用の改善に関する意見として取り扱うことが適当と判断し、情報公開推進会議に報告することとする。こういった内容での結果でございます。これが1件目でございます。

会 長 どうしますか。通しでやって、その後に意見をあれしますか。菅野さん、どっちがいいですか。

菅野委員 調査までしたのが5件中3件あります。だから、通しでやっていただいて、それから質疑をやっていただければ。

会 長 わかりました。ではどうぞ、続けてください。

事務局（和田） それでは、苦情処理結果2を御覧いただきたいと思います。2番目の苦情でございます。苦情の内容でございますが、商工労働部経営支援課職員が情報公開における開示請求者名を開示請求対象文書の関係団体に漏洩した疑い（この団体の関係者が県の職員から話を聞いたと身の回りの者に言いふらしている）こういった内容でございました。

調査でございますが、8月10日に苦情申出書の受付を行いました。8月31日に実施機関から事実関係の聴取をされました。9月27日に苦情処理調査部会で審議をされました。9月30日に申出人に苦情処理結果を通知するとともに、実施機関に是正等に関する意見を通知したということでございます。

その処理結果でございます。平成17年8月31日に実施機関から聴取したところ、経営支援課では内部調査及び関係者への聴取を行い、その結果、平成17年8月3日に経営支援課の担当職員が補助事業に関し補助団体と電話でのやり取りをする中で、開示請求者名（姓のみ）が流出したことが確認されたとの説明があり、当該事実関係を確認した。当情報公開推進会議は、開示請求者の保護は情報公開制度の根幹に関わるものであって、外部に流出するようなことがあってはならないと考える。よって、千葉県知事に対し、次のとおり是正を求めた。以下がその意見でございます。

調査の結果、県職員によって開示請求者名が外部に流出したことが認められたことは大変遺憾なことである。そもそも情報公開制度において開示請求者に関する情報の保護は制度の根幹に関わるものであって、開示請求者名が外部に流出するようなことがあってはならないものである。県においては、この事態を踏まえ、開示請求者名を流出した商工労働部において部内課長会議を開催し、再発防止の徹底を図るとともに、開示請求者に謝罪し、この流出した事実を公表した。また、情報公開条例を所管する総務

部において総務部長名で各実施機関に対し平成 17 年 8 月 26 日付けで開示請求における請求者の情報の取扱いについて万全を期すよう通知するとともに、県庁職員向けホームページに同通知を掲載するなどの措置を講じている。実施機関においてはこれらの措置を踏まえ、さらに再発防止に努められたい。以上が処理結果でございます。

資料を 2 ～ 3 枚めくっていただきますと、今、資料のところで読ませていただいた 8 月 26 日付けの総務部長名の通知を添付させていただいているところでございます。

その次のページをめくっていただきますと、10 月 3 日付けの商工労働部長発の通知を添付させていただいております。これが 9 月 30 日付けで実施機関に是正に関する意見を通知したわけでございますが、それを受けて商工労働部において部内各課、出先機関の長に通知を發したということでございます。

さらに、その次に 17 年 10 月 31 日の総務部長発の通知を添付させていただいております。これは実施機関に対する是正に関する意見の通知を受けて、新たに再度、総務部長名で各課等に通知をしたものでございます。行政文書開示請求があった場合の事務処理上の留意点について通知をしているところでございます。以上が処理結果 2 に関する参考の資料ということでございます。

次に、苦情処理結果 3 を御覧いただきたいと思っております。3 番目の苦情でございます。苦情の内容でございますが、苦情の趣旨は平成 17 年 4 月 1 日以降に作成され、部分開示された事故報告書について、不開示の判断となる情報公開条例の解釈・運用が課・班によって内容が異なるため是正してほしいというものである。

苦情申出の理由等としては、概ね次のとおりということでございます。今年度に入ってから不開示部分が極端に増えており、他の事故報告書でも不開示基準が定まっておらず、不開示部分が増えたり減ったりしている。具体的には、事故報告書の作成年月日について、指導課は開示しているが、教職員課は不開示としている。また、体罰事故報告書については申出人が指摘し、児童・生徒のけがの程度のみ、不開示から開示するようになった。

さらに、新聞沙汰になったから不開示を増やすという行為は是正すべきである。こういった内容でございました。

調査の概要でございます。まず、5月27日に口頭で申出があったところでございます。これを受けまして8月9日に苦情処理調査部会で審議をし、書面で書いていただくべきという結論をいただきまして、8月25日に苦情申出書として新たに受付をしたということでございます。9月20日に申出人から調査事項についての回答書を受け付けました。9月27日に苦情処理調査部会で審議をし、10月21日に実施機関から事情の聴取をし、10月31日に再度、苦情処理調査部会で審議をされたということでございます。これを受けまして、11月9日に申出人に苦情処理結果を通知したところでございます。

処理結果でございますが、調査の結果、事故報告書の開示・不開示の判断は実施機関において答申先例に基づき統一的な運用に努め、すなわち報告書に記録されている情報、事故に関する新聞報道等の状況などを総合的に勘案し、個人が識別されないよう慎重に判断し、決定しているとの説明を受けた。生徒の暴力行為に関する事故報告書等における個人に関する情報については、特に慎重な対応が必要であり、報告書ごとに個別に判断し、不開示部分が報告書によって異なることがあることも首肯できる。なお、同一の事故報告書における児童・生徒のけがの程度の記載部分について、平成17年5月の決定では不開示とし、6月には開示としたことは、不開示情報の解釈・運用を変更したのではなく、当該事案に関しては個人識別性がないと改めて判断したものであったとのことである。したがって、本件苦情は行政文書部分開示決定に対する不服と解されることから、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない判断する。以上が処理結果でございます。

次に苦情処理結果4を御覧いただきたいと思っております。苦情の内容でございますが、苦情の趣旨といたしましては、千葉県個人情報保護条例の解釈運用に疑義があり、主権者県民の権利が侵害されている。苦情申出の理由としては概ね次のとおりということでございます。高校の職員会議において行った自らの発言の記録の開示を求めて、「高校の職員会議（平成17

年3月23日)における自己の発言のすべて」という自己情報開示請求を行ったところ、実施機関は請求人に係る自己情報がないことを理由に不開示決定を行った。そこで申出人は会議録に係る自己情報訂正請求を行った。これに対し実施機関は「開示請求に基づく開示を受けた自己情報が存在しない」として請求を却下した。実施機関は自らの都合で申立人の発言を記録せず、記録がないことをもって追加・訂正しない。こういった内容でございます。

調査の概要でございますが、17年10月7日に苦情申出書の受付を行いました。10月31日に苦情処理調査部会で審議をいただきまして、11月9日に申出人に処理結果を通知したところでございます。

処理結果でございますが、本件苦情は個人情報保護条例に基づく決定に関するものであり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。以上のような内容でございます。

苦情処理結果5を御覧いただきたいと思えます。これにつきましても、ただ今御覧いただきました苦情処理結果4とほぼ同様ということでございまして、結果につきましても同様でございます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。これらのうち苦情処理結果1につきましては、これは苦情ではなくて制度運用の改善の話なので後に回すということにしまして、2以降について部会長から補則していただければと思えます。

菅野委員 部会長の菅野です。それでは2から5について、どうしてこういう結果になったのか、御報告いたします。

本件、5件のうち、今回非常に重大な問題があったというのは苦情処理2という事案であったと思えます。これはここに要約してありますように、情報公開を請求して、それで部分開示という形になったようではありますが、開示を受けたその人の名前を、県の対象機関の職員が関係団体、これは補助金を受けた団体、県の補助金に関する情報開示を行っていたようではありますが、その補助金を受けた団体と、ほかの件で話し合いをしていたときに、補助金を受けた団体からその情報がだれに開示されたのかということ執拗に質問されて、その中で名前を言ってしまったという事案でした。それは、結果はそうなっている訳ですが、情報公開制度からすると、

請求をした人の名前を、請求をした関係団体等に漏らす、通知をする、知らせるといことは情報公開制度を請求者が使いにくくなる、つまり将来プレッシャー等がそこにいるいろいろな圧力を含めたことがなされて、請求がしにくくなるということが非常に大きな問題でありますし、さらにはプライバシーの問題からしても看過できないというふうに考えた事案でした。

これについては、実はこちらから調査を実施機関にするという通知を出して、8月31日に調査を行ったのですけれども、その直前に実施機関のほうで自ら調査をされて、新聞報道等でこういう結果について、漏洩の結果についてオープンにされて謝罪されたということが現実にはなされたようです。

8月31日の調査時点では、ですから、部内調査が終わって、苦情処理調査部会に対してはその調査結果を率直に話された。ですから、こういう結果でした。ただ、これが苦情処理調査部会の調査通知が行って、その後に部内的には調査をされたということのようですので、自ら調査をされるようにしたという、その点について苦情処理調査部会が多少の関係はあったらと思う。苦情処理調査部会が活動しているということについて意義のあることだと考えました。この部分については、後でおそらく御質問と御意見とかあると思います。そして、その後、会長からの県知事に対する報告が先程なかったのですが、一番最後のページに9月30日付けで情報公開推進会議の会長から堂本知事に対して正式に本件についての申し入れも行ったということで、最終的な処理が終わったと、こういうふうになっております。それが苦情処理の事例の2番目。

3番目については、ここに書いてあるとおり、教育委員会に関することですけれども、学校の事故報告などを情報公開で求められた人がこういう感想を持ったということでございます。調査をした結果、一部、この方が言っておられるような結果になっているようなこともありましたけれども、これは故意にやっているとか部ごとに偏っているというよりも、むしろ結果的にもう一度審査をして開示をしたということのようでありましたので、苦情処理調査部会としては取りあえず、もし不服であればきちんと開示決定に対する不服という形でなされるべきだろうということで、調

査結果はこのような形で終わったということです。

4番目、5番目ははっきり申し上げて情報公開推進会議の苦情処理調査部会が扱う事案ではない。これはもう情報公開ではなく個人情報保護に関する事案のようですので、それは私たちのところでは条例上扱えないということでこういう結論になって、したがって4番と5番については調査を行えませんでした。1番から3番についてはすべて調査を行った、そして結論を出した。4、5については形式的な審査をして、そしてこの苦情処理調査部会で扱う事案ではないということでお断りしたとなっています。以上です。

会長 ありがとうございます。ただ今の苦情結果、2から5までについての部会長からの御説明については、何か質問等ございますでしょうか。

斎藤委員 苦情処理結果の4と5は書いてあることがまったく同じなんですね。日付も同じなのですが、これは違う事案なのでしょうか。同じことを重複して書きちゃったということはないですか。

菅野委員 これは申出人が異なっているという形です。AさんとBさんと、自分の学校における職員会議の自己情報を開示した。それでAさんとBさんがどういう発言をされたか分かりませんが、自分の発言が正確に会議録に掲載されていない、というよりも会議録に掲載されていない。そういうことでAさんとBさんはそれぞれこういう苦情を申し立てられた。だから、内容は同じなのですが、当事者が違っているというだけの話です。

斎藤委員 そして、ちょっとわからないからお聞きしたいのですけれども、では同じ県立高等学校での職員会議での出来事だったのでしょうか。

菅野委員 そうです。

斎藤委員 では、AさんもBさんもその先生であられるということでしょうか。

事務局(和田) どこまでお話し申し上げてよろしいのか、個人情報として特定されないような形でお話しするということではありますが、同じ学校でございます。

斎藤委員 それで、結果としてはこれは個人情報保護条例に基づくものだから情報公開推進会議では処理することが適当でないという結論に至ったようでございますけれども、ここに書いてあることをいろいろ想像してみて、想像力が足りないのかどうか、ちょっとわからないものですからお聞きした

いのですけれども、それではAさんとBさんが苦情を申し立てた場合に推進会議で処理することは適当でないと言われてしまったならば、どこへ持っていったらいいのでしょうか。

事務局（和田） それでは事務局のほうから。これは個人情報保護条例上の決定でございます。これについて却下処分ということを行ったということでございますので、それに対する、例えば不服申立ては可能ということでございます。実施機関宛ての行政不服審査法に基づく不服申立てをしていただくということになるかと思えます。もちろん、そのほかに訴訟とか通常のやり方はあろうかと思えますけれども。

斎藤委員 実はこの発言はたしかにある個人の方が高校の職員会議で発言して、個人情報であるかもしれないのですけれども、発言する人というのは全部個人なんですね。その場がここは県立高等学校ですから公の場所になります。発言するのは個人であっても、場所が公ですから、これは個人情報とは言えないのではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

会 長 よろしいでしょうか。自己情報開示請求という制度は個人情報保護条例上の制度でございます。ですから、情報公開条例に基づくものではないということでございます。

菅野委員 おっしゃるような面がありまして、例えば、私がこの県立高校の職員会議におけるA教諭の発言を開示してほしいということを言った場合には情報公開のほうに乗ります。それが開示できるかできないか、例えば、学校の先生だったら開示しないかもしれないけれども、これが知事とかその他公人であったら発言は当然オープンになります。ただ、これは御本人が自分の発言について請求していたので、それは個人情報保護条例。同一の発言が情報公開でも、個人情報制度でもたしかにどちらでも扱われるという話です。これは御本人が個人情報保護条例について請求したから。別の先生が請求すれば、情報公開に乗ることはあり得ると思えます。そういうことです。

斎藤委員 それで、もう一つ、では取り扱いについてはわかりましたけれども、職員会議の記録というのはいないんですか。

菅野委員 基本的に職員会議の記録というものは存在するはずですが。ただし、ここに

ありますから。これはそれが全録であるのか、要録であるのかという違いがある。要するに、全部テープ起こしをしているのか、それとも主なる発言だけ載せているのか。それがたぶんこの場合には推測するに要録だったのではないかと思います。

斎藤委員 要録であると、自己情報が存在しなくなるのでしょうか。

菅野委員 書かれていないということです、要するに。自分が発言をしたことがここに載っていません。だからおかしいんじゃないですかということをしてAさんは言っている。それをここで議論するのははっきり言って間違いでしょう。そういう問題はあるのかもしれませんが、すべてをここで救済してあげるわけにはいかない。

会 長 たしかに、会議録の書き方なんですね。会議録の書き方が不完全だという御意見があるのはもっともだと思うのですが、ただそれは教育委員会における指導の下に学校における会議録の書き方で、そこまでこの情報公開推進会議が口を出すのも、ちょっと口の出しすぎだろうと、そういうことだろうと思うのですが、おっしゃる趣旨はよくわかります。たしかに情報公開制度はできたから、できるだけそういういろいろな記録をある程度要録的にしてしまって、問題ないようにしようという形で、この場合はどうか知りませんが、動くような行政もあります。たしかにそれをチェックしなければいけないという面もありますけれども、ここからはそこまではちょっとできないと、そういうことだと思います。

斎藤委員 ちょっとよく分からない点もありますけれども、今の質問はこれで終わりにいたします。

会 長 ありがとうございます。そのほか、御意見は。どうぞ。

漆原委員 漆原と申します。苦情処理結果の2に関わることなのですが、結果についての質問ではなくて、ちょっと教えていただきたい事項があります。この情報を漏らした人については、公開法上、あるいは条例上、何か罰則のようなものはないのでしょうか。

会 長 情報公開条例には罰則はございません。ただし、この方については、請求者名、それ自体が個人情報であります。したがって、厳密に言うと個人情報のある意味での漏洩に値します。それについて個人情報保護条例に罰

則はあります。

御存じのように、千葉市の場合において廃棄物処理にかかわる情報が漏れたという事例がありまして、それに対してはオンブズマンのほうから千葉市の個人情報保護条例違反という形で告発がされてという事例はございます。ただ、その場合に、個人の秘密に属する情報かどうか。そしてそれを自己もしくは第三者の不正な利益を得る目的で提供したかどうか、そういう要件判定の問題になります。だから、罰則はそこに一応あります。千葉県の場合にもあります。

漆原委員 保護条例のほうですね。

会 長 保護条例のほうにあります。

漆原委員 廃棄物の問題で告発したのはオンブズではない。

会 長 私どもは誰だか知りません。ごめんなさい。不正確なことを申しました。

漆原委員 そうすると、この方は例えばそういう告発がなければ、本人がどういうつもりでやったかは別にして、やり得ということになるのではないかと思うのですが。

会 長 やり得？。それはどうするかは県のほうとして、内部で何らかのペナルティを科すかどうかは県のほうの判断ということになると思います。

漆原委員 ある意味で一般的に社会的制裁というのがありますけれども、これは県庁の中である意味での制裁というのはあるのでしょうか。

事務局（和田） それでは私のほうから。関係職員については訓告、監督責任者が2人と聞いておりますけれども、厳重注意を受けたと聞いております。

赤田委員 先程の部会長の御報告の中に、苦情処理結果2のことでございますけれども、開示請求者に謝罪し、その流出した事実を公表したということで、新聞に公表というおっしゃり方をされました。この時点は開示請求者に謝罪して、新聞等に公表というのと同じ日限なのか。これが一つです。

それから、新聞情報として広く一般に明らかにすることによって、部内での再発防止を自ら戒める意味合いがあったのか。その2点についてお伺いしたいのですが。

会 長 事務局のほう。部会長ですか、どちらですか。

赤田委員 できましたら部会長のほうから。新聞情報という話が出ましたものですか

ら。

菅野委員

私の発言が舌足らずだったのかもしれませんが、部会長の報告としてそういうことを申し上げたのではありません。要するに、調査をしますよという通知を実施機関に出したところ、実施機関のほうで調査前に自ら調査をされて、それを公表した。それがたまたま新聞にも公表された、それだけの話です。だから、それがペナルティであるとか、抑止力になるとか、そういうつもりで公表したとは思っていません。おそらくこちらからの通知が行って、いずれ調査が行われて、そこで大事になるよりも、部内できちんと調査をして、それでやりましたという形でこの調査を受けたかったのではないかと、推測はいたします。それが一つです。

それから、もう一つ……。それでいいですか。

赤田委員

はい。

事務局(和田)

今の点、事務局から時系列で少し補足させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

私どものほうにこの関係で苦情申出書として提出されましたのは8月10日でございますが、その以前、8月8日の段階で、実は御本人から電話がございました。その電話は私どもの事務局のほうへの電話連絡とともに、実施機関である担当課のほうにも同様の電話があったということのようでございます。

私どものほうにはこういうことで苦情を申し立てたいのだがというお話がございましたので、苦情申出書を書いていただきたいという趣旨でお話を申し上げたところ、10日に苦情申出書が出されたということでございますが、担当課には8日の段階でそういう事実についてどうかという本人からの苦情と申しますか、それがあったということで、それをきっかけに担当課は担当課といたしましてどうなのかということについて調査を始めるという端緒にはなっているということがございました。

その後、私どものほうに申出書が届いたものですから、私どもとして部会長のほうにご連絡するとともに、担当課のほうにもこういう苦情が申し出られたということは連絡したということでございます。

その後、8月25日の段階で御本人に直接謝罪をする。ともに、その日

に記者会見を行ったというふうに聞いております。それを受けまして、8月26日に各紙新聞でその事実が報じられているということでございます。以上でございます。

会 長 菅野委員、ほかに何か言いたいことがあったんじゃないかな。いいですか。それでは松林委員、どうぞ。

松林委員 この苦情の処理の2につきまして、大変適切に県が処理されていると思うのですが、1点、ちょっと気になりますのは、情報を漏らしたことによって、受けた方、あるいは流した方というのは何かメリットはあったのでしょうか。経済的なメリットとか。そこまで調査していないけれどもこれは情報公開法でひっかかるからキチッとやったということでしたら、それならそれで結構なのですけれども。もしわかりましたら教えてください。

事務局（和田） 事務局としてはっきりつかんでいる事実はございませんが、経済的に何かこの情報を知ったことによって利益はあるとは思えないようなことで担当課の方も言っていたかと思えます。

会 長 それはどういう方が請求したかというのがわかれば、どういう理由に基づいて請求しているのかは推測できる。そういうことでおそらく開示請求をしたのだらうと思うんです。リスクを低減するために知ろうとしたのだらうと思いますけれども。それ以上は内容はわかりませんけれども。そのほかございますでしょうか。

斎藤委員 今度は苦情処理結果3のことでございますけれども、一般的にわれわれ普通の市民が公の、県庁でも国会でも、あるいは市役所でも、国の行政機関でもどこでもよろしいのですけれども、苦情を申し出るということは非常に勇気のいることで、県庁というのはとても市民にとって敷居の高いところなんです。それが偽らざる気持ちなのですが、その中をわざわざ例えば苦情処理のところ、5月27日に口頭で申し出てうんぬんとありますように、こういう経過をたどって、最後に本件苦情は行政文書部分開示決定に対する不服と解されることから、情報公開推進会議が担当する苦情として処理することは適当でないという結果が出ておりますけれども、この場合、ではここでは処理できないけれども、どこそこのところでは処

理してくれるから、そこのところへ行きなさいという指導、あるいは教示というのはしてあげたのでしょうか。

菅野委員

斎藤さんの御質問はごもっともなことなのですが、ちょっと事情がこの点では異なっているのではないかと。一つは、この苦情を申し立てられた方は従前からずっと情報公開を学校の事故についてずっと追跡されてきた方で、情報公開制度についてはこの方自身はかなり精通をされている方だと私たちのほうは考えました。

それで、この文書を送られれば、本当に素人の方で、何もわからないからどこへ行っていいかわからないという方であればそういう説明を私たちがもしたかもしれませんが、この方の場合は不服があれば法的な手段を取っていただきたいと申し上げればそれを取っていただくことができるだろう。この方の場合はですね。

それで、私たちはすべて何でも救済できるわけではありませぬので、情報公開請求をされて、それでルールとしては法的に処理をしていただくしかもともたない。ただ、それに関して苦情があった場合はここで受け付けて、制度を改善するという意味で、苦情処理調査部会で調査をして、ここへ報告して、ここで皆さんで議論をして、情報公開制度を使いやすくしていく。こういうことになると思います。基本は、条例、それから条例に不服があれば不服申立てをしていただくというのが基本です。そこからはみ出した苦情について、申し出があればなるべく苦情処理調査部会で調査をして、皆さんのところに報告をして、皆さんのほうがこの苦情はもっともなものだから、制度運営上、こういうふうに今後、条例を運用すべきだとか、改正すべきだとか、そういう意見につながっていけばこの委員会は意義がある委員会だと思う。斎藤さんがおっしゃることはわからなくもありませんが、あくまでも条例に基づいてやっていただくというのが筋なので、わからない人がいるかもしれないから苦情処理調査部会が親切にやっってくださいという、そういうレベルの問題ではないだろうと苦情処理調査部会のほうは考えています。

会 長

この事例で、おそらくこの申出人が聞きたいのは、不開示の基準がばらばらである、それをどうにかしてくれというものなのですが、不開示基

準がばらばらであることについて、それをチェックするのはこの部会ではなくて、情報公開の申し出については情報公開審査会というものがあります。情報公開審査会は県の職員ではなくて、これほど人数は多くないですけども5人ぐらいですか。

事務局（和田） 7人でございます。

会 長 7人の学識経験者から構成されています。そこでやるべき話だろうと思うんです。その話をこの部会でやってしまうと、おそらく二つは混乱するので、それはちょっとやらないほうがいいだろうということでありませう。要するに、それはおそらくでしゃばり過ぎという形になると思います。

斎藤委員 要するに、市民が、私が言いたいということは、行政というのは、何もこの県に限ったことではありませんけれども、市民の福祉を願っているのが行政であるとするならば、どうか親切な行政であってほしいということをして市民は願っているわけです。それにいろいろな法律的あるいは専門的なことについての知識とか、どのように行動していいかということがなかなかわからないんです。だから、その願いを込めて一般の人たちが公のところに何かを申し出るときには非常な勇気がいるから、どうか親切に指導してほしいということを申し述べたいので、申し上げました。

会 長 わかりました。こういう事例については、苦情処理が出てきたときに、それは審査会に行ってくださいということを早い段階で道筋をつけてやるべきなんです。ここでやってしまったら、審査会のほうが今度は動かなくなってしまって、その場ではいいかもしれませんが、後々非常に問題になると思いますので。おっしゃることはよくわかりますけれども、これは菅野部会長がおやりになったように、審査会で本来やるべき話をここではできないというのは致し方ないだろうと思います。

斎藤委員 わかりました。結果については理解できましたので、この質問もこれで終わります。

会 長 そのほかによろしいでしょうか。苦情処理結果2、最終処分が訓告と厳重注意。今回はこれでしょうがないかもしれませんが、聞いたところによると千葉市のほうはもう少し厳しいような話を聞いております。おそらく、今後このような事例が出てきたときにはこれでは済まないかもし

れないということを県の職員のほうとしても重々御承知おきください。

斎藤委員 苦情処理結果 1 のことなのですけれども。

会 長 これはこの後でやります。よろしいでしょうか。

菅野委員 1 点だけいいですか。先ほど漆原委員のほうからおっしゃった 2 についてのペナルティですが、一つ、御参考は多賀谷さんの専門なのですが、国家公務員法、地方公務員法では職務上の秘密を漏らしたときには刑事罰になります。ただ、この情報公開をした人の名前を漏らすというのは、秘密というふうには普通は考えないと思います。もう少し、例えばだれかの病歴を漏らしたとか、そういうことになったり、いろいろ秘密とされていることについて漏らすと、そういう刑事罰を受ける、そういうことがあります。刑事罰を受ければこれはクビになってしまったり、訓告どころの騒ぎではない。そういう刑事的な処罰も一応、本当の秘密であればあるということだけはお伝えしておきます。

会 長 いわゆる・・・義務違反にならない。

菅野委員 そうです。国家公務員や地方公務員法上の職務上知り得た秘密というところには当たらないだろうと理解して、こういうふうに提示した。だから、3 人の苦情処理調査委員の中ではもっと厳しい意見書を出すべきだという意見もあったのですけれども、そこまでの秘密と今回は言えないだろうということで、このくらいの意見になりました。結果的には行政処分されたということはそれなりにペナルティにはなったのだらうと思います。

会 長 先ほど松林委員が聞いたことがそれにかかわってくるのですけれども、実質秘、したがって地方公務員法上の秘密に当たらないとしても、その情報を使って不正な利益を得た場合には個人情報保護条例で刑罰の対象になります。この場合にはそれはなかった、今のところはわからないということで、そっちのほうでも処罰の対象にはならないということです。よろしいでしょうか。

それでは、苦情処理 1 の話ですけれども、処理結果 1 のところで制度運用の改善に関する意見として取り扱うことが適当と部会が判断されたものがありますけれども、この場合の意見は情報公開条例上、どのような位置づけになるか、まず事務局に御説明いただきたいと思います。

事務局（和田） 情報公開条例の手引きをお持ちの方は御覧いただきたいと思います。条例の 27 条の 2 でございます。「県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる」というのがこの 27 条の 2 の第 2 項として規定がございまして、この規定によりまして、制度改善に関する意見一般を県民の方が推進会議に出していただけるということでございます。苦情につきましては、同条の第 3 項で情報公開に係る事務についての苦情として申し出るということでございますが、今回の苦情の 1 番目については、この第 3 項の苦情というものとして申出人の方からはお出しただいたわけでございますけれども、2 項の情報公開制度の運営の改善に関する意見ということで取り扱うべきということとして、処理をされたものということでございます。

会 長 よろしいでしょうか。それでは、この苦情処理結果 1 について若干意見交換をしたいと思っております。

朝比奈委員 そもそもこの苦情の元となった申出件数の多い順の請求者及び申出者のランキングですか、これを県報に載せてきた理由というのは何なのでしょうか。

事務局（和田） それでは若干御説明させていただきます。情報公開条例の 31 条に「知事は、毎年 1 回、実施機関における行政文書の開示等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする」、こういう規定がございまして、これを受けまして毎年 1 回、条例の運用状況ということで県報に登載をして公表しているところでございます。

どういう事項を公表しているかということでございますが、開示請求件数、開示決定件数、部分開示決定件数、不開示決定件数、不服申立て件数、申出件数というものを公表することとしておりますが、その中の一つといたしまして、今回のこの件、請求上位者の件数というものが公表されているということでございます。

朝比奈委員 31 条の解釈及び運用のところに、たしかに「公表事項」というふうに明らかになっているのですが、ここにはどこにも請求件数が多い人を特定して公表するということが書かれていなくて、キの事項の中で「その他必要な事項」という定めがあって、もしかしたらこれに準拠しているの

か。では、なぜそれが必要なのか。だれがどこでどういうふうに考えたかということをお伺いしたいのですけれども。

事務局（和田） それでは、ただ今の解釈・運用のキのその他必要な事項ということで扱っているということでございますけれども、これにつきましては本県の開示請求件数は平成 10 年度、11 年度当時、10 年度は 4 万 3,000 件、11 年度は 4 万 8,000 件という非常に高いピークにあったわけでございますけれども、そのときの制度の実人数としては 10 年度 147 人、11 年度 175 人という状況でありました。かつ、上位者 10 名の請求の状況が全体で、10 年度で 91.2%、11 年度が 90.8%という状況であったということがございました。このような状況があったということで、本県条例の運用状況の一端として明らかにする必要があるということで、11 年度から公表を始めたものと思われまます。

菅野委員 今の公表実態についての事務局からの御説明はそのとおりだと思います。処理結果 1 として苦情処理調査部会でここに挙げたのは、本音の話として県のほうで上位ランキングを発表したのは、情報公開請求が非常に一部の人が多数なされているということを知ってもらいたいという、ある意味では情報公開制度というものをもう少したくさんの方が利用して、一部の利用の人じゃなくなればいいということがあったのかもしれませんが、そういう人に対するプレッシャー的な意味も当然あったのだろう。上位請求者について賞金が出るわけでもないでしょうから、もうそろそろそういう形での公表はやめるべき時期にきているのではないかと思って、ここで検討いただきたいということもあったので、ここに出したというふうにお考えいただければと思います。

会 長 ほかに御意見ございますでしょうか。

朝比奈委員 苦情の内容の 1 番のことが、よく内容がつかめないのもう少し細かくていねいに説明していただけないでしょうか。

会 長 このランキングの説明をしたほうがいいんじゃないの。この報告書の 2 ページか 3 ページ。3 ページですね。たしかに私の知っている限りでは、そういう例があるかもしれませんが、多くの自治体は表 1、左側のはよく作りますけれども、右側の表は千葉県オリジナルです。

事務局（和田） 現在、こういう請求上位者というのでしょうか、こういう表を公表している都道府県については、現在の段階では千葉県だけというふうに承知しております。

会 長 かつてはそうではなかった。

事務局（和田） かつては複数の県が上位者の請求の割合を公表していたというところがあったというふうには聞いています。

会 長 皆さん、どう思われるかというところですけども。たしかに、情報公開制度というのは県民全員のものであり、しかもそれなりにコストのかかるものです。今日、私は事前に時間があつたので受付窓口に行ったら 15 人ですか、18 人、20 人近い職員が担当しているんですね。

事務局（和田） 私どもの事務局の部屋は情報公開と個人情報と両方扱ってございますけれども、一つの部屋としては私を含めて 16 人でございます。

会 長 その人件費が全部ここに当たっている訳ですから、ばかにならない費用が実際にかかっている訳です。それは県民に対して県政をオープンにするという、そういう趣旨で作られたので、限られた方だけが使われているというのはちょっと問題がある、そういう面がたしかにあります。ただ、これは反面、菅野さんが言ったように、どうも制裁的な意味合いがあるのではないかという、そういう面もあるので、そこらへんをどう考えるかというところの、皆様の率直な御意見を伺いたいところでございます。発言されていない方も含めて、いろいろ御意見をいただければと思います。

漆原委員 後で怒られるような気がするのですけれども、やはり税金を使って皆さん仕事をされているわけで、行政情報としてまとめていいのではないかと、私は思うんです。申し出した方は必要ない、おかしいと言っているわけですが、ランキングに載せるなら基礎資料を開示すべきであるとされているわけです。基礎資料の開示をどうしてしなかったのでしょうか。だから怒るのだと思うのですけれども。

事務局（和田） このデータにつきましては、開示請求があつた場合に、私どもとして台帳のようなものを電算で処理をしております。ですから、何月何日にどういう方からどういう開示請求があつたかということ電算処理で台帳のようなものを作っております。年に 1 回、これを作るという処理をしている

わけですが、この処理を作るに当たって、電算の画面上でカウントをするということで、画面上だけで数字を集めるということをしておりまして、それをデータベースに落としていないということです。したがって、データベースとしての元の資料がございませんので、開示請求をされてもものがないということになっているということでございます。

漆原委員 その辺はちょっと、普通考えるとおかしいなと思うんです。件数を数えるのに画面上で数えて、それで消しちゃったということでしょう。

事務局（和田） はい。

漆原委員 通常、データベースに落として、それで数えるのが普通じゃないですか。そういうことに何かおかしい処理をしているということについて不信感というのがあるんだと思うんですけれども。普通、データベースに落として正確を期して数えるのが普通の事務処理でしょう。

会 長 このピンク色ファイルの後に載っているのは、これは違う訳ですか。これはほんの一部なのですか。

事務局（和田） この年報のお話でございますね。いまお持ちの年報に載せておられますのが、いわゆる台帳を整理したものがこれでございます。ですから、ここにはどなたが開示請求されたかという開示請求者の氏名は全然載せてございません。

 実は、本来のデータベースにはここに個人の名前がついているということでございます。それを名前ごとに並べ替えをして、件数が何件あるかというのを画面上で処理をしているということでございます。

会 長 でも、一応どういう請求は出てきたかということは、ここで一応悉皆的に載っていると理解してよろしいですか。

事務局（和田） そういうことでございます。

漆原委員 これからはどうするのでしょうか。データベースを落とすのでしょうか。

事務局（和田） そこまでちょっと、データベースにきちんとそれを落としたほうがよいということであれば、それはそのように検討させていただきますが、今のところそこまで考えていなかったということで、私どもとしては件数を把握できればいいということで、そこまでのものは作っていなかったということだったのですけれども。

久保田委員 素朴な質問なのですけれども、この情報公開を求めたときに、費用はかかるのですか。

事務局（和田） 千葉県条例では、開示請求に伴う手数料というものはございません。開示の実施として写しの交付を求められた場合には、コピー代ということでの実費、基本的には1枚10円でございますけれども、そのコピー代を実費としていただくということにはなっておりますが、請求手数料あるいは閲覧手数料、そういったようなものは千葉県としてはございません。

久保田委員 なぜそんなことを聞いたかと言いますと、仕事上で使われる目的の開示請求とか、個人で知り得ることですとか、2通りに分かれると思うんです。仕事上で調べたいといういろいろな担当課別に分かれていると思うのですが、そうした場合に同じ要件のものがダブッと並んでいまして、これを調べると言われたほうは大変なのではないかなと思ったんです。

先ほど会長がおっしゃられていたように、県政をクリアにというか、ガラス張りにして、ただでさえ県はお金がないというのも、われわれも今補助金をもらっていないのですけれども、そういう時代ですので、極力詰められるところは詰めていただきたいなという気がします。コピー代等ということですが、例えばこれを1物件1,000円にしますとか、値段は決められないでしょうけれども、そうした場合にどうなるのだろうか。件数は減るのだろうか。それは回答はよろしいです。

会 長 それは減りますけれども、そういう制度を作ると千葉の情報公開制度は日本で一番遅れているという形で叩かれるのが目に見えています。おっしゃることは分かるのですけれども、情報公開制度というのは、その点は損得とは別の話で、ある程度の公開制度を作っていかなきゃいけない。それは持ち出しで作らざるを得ないという面がある。ただし、こういう経緯に至ったのは、それが濫用的になっていて、制度の趣旨を逸脱するような感じでの利用が一部にあったのではないかと。そういう御意見が出たので、それは基本的にバランスの問題だと思います。完全にお金で件数を調整するというのは、この仕組みにはちょっとなじまないところがございます。大量請求をどうするかとか、そういう話は当然ありますけれども。大西委員、何か。

大西委員

ランキングの問題ですけれども、これはたぶん御本人しか分からないだろうと思うのですけれども。これだけ多く御自分が出しているというのは、私はランキングは出ても出なくてもあまり効果はないのではないかと思います。

というのは、後ろのほうを細かく見たわけではないのですけれども、開示請求の件名の中に、前回もちょっとお話が出たと思うのですけれども、高校総体の開催についての派遣依頼の写しがほしいとか、そういうものがずいぶんあるんです。それが本当に情報公開としてここに請求しなきゃいけないものなのだろうか。もっとオープンになっているものではないかと思うものですから、そういうものをもう少し整理というのですか、簡単に教育委員会に言えばただけというふうになるとか、本当はその学校の校長先生がちゃんと言うべきことだろうと思います。そうしていくと、この件数は減っていくのだろうと思います。それとさっきの学校からの情報公開の申し入れというのがありますけれども、それと何か関わってくるのかなというのは学校の運営の在り方というのですか、そういうものに関わってくるのかなと思うのですけれども、開催通知とかそういうものはいちいちここに出さなければいけないということ自体がおかしいのではないかと。それがランキングの件数に入ってくるというのは、ちょっとなじまないかなと思います。

井上委員

私は苦情の申出人に直接お話を伺って調査した者ですので、ちょっと一言述べたいと思います。

最初に、朝比奈委員から質問があったようにランキングというものについてその必要性がきちんと説明されるものでないのであればやめるべきだと思います。いまずっと議論してきても、何のためにやっているかというのが明らかになっていないと思うんですね。条例の 31 条をみても、解釈及び運用というところをみても、ランキングを載せなさいという形では当然規定もされていませんし、こういう形で載せるということになると苦情申出人の方がおっしゃっていましたが、大量請求はけしからんという趣旨で載せられていると受け取る、そういうふうに取り取られてもしょうがない面があるのではないかと私も思いますので、その必要性というところをきちん

と説明できないのであれば、もうやめる。しかも、最初に事務局のほうから説明ありましたように全国でやっているのは千葉だけだということだと、全体の請求件数であるとか、運用に書かれているようなところの情報をきちんと公開することによって制度がどういうふうに使われているかということを示すことに意味があると思うのですけれども、そうでない限りやめるべきではないかなというところは、その後、いろいろ考えまして、そういうふうに思います。以上です。

赤田委員 他県の例で、他県は当初やっていたけれどもやめたという話がありましたけれども、そのへんの経緯は何か御説明いただけるようになっていきますか。

事務局（和田） 私どもで把握しておりますのが、全数としてどうかというのはちょっとわからないのですけれども、かつて奈良県と高知県、この二つで上位者の割合を公表していたということを把握しております。なぜやめたかというお話かと思えますけれども、ちょっとはっきりこういう理由でという、はっきりしたことはお聞きできなかったということでございます。どちらの県だったでしょうか、経費節減の折から報告書の作成を省力化するというのがあって、そのときに一緒にやめたというお話が一つあったかと聞いております。今はちょっとその程度しかお答えできません。

会 長 そのほかご意見、どうぞ。

井上委員 それと、先程もっと違った形で情報が公開されるべきだという意見もあったと思うのですけれども、情報公開制度は基本的に行政をガラス張りにするということで、どんどん使われるべきだと思うんです。それは苦情申出人の方もおっしゃっていたのですけれども。したがって、本来大量請求というか、請求を多くしている人がむしろプラスの評価を受けるべきではないか。それをマイナスの評価にしているというところが、県のほうが後ろ向きではないかと取られかねないというところがあると思います。

会 長 大量請求を是とされるわけですか。

井上委員 必ずしも数だけの問題ではないと思うのですけれども。

会 長 それはたしかに、私も意見としてこれは数ではなくて内容を今度オープンにする。大西委員がおっしゃったように内容的に、基本的に情報公開と

というのは情報公開に足るような内容が請求されているかどうか。それがおそらく中心になるべきだろうという気がいたします。その点はちょっと、これは我々が決めることではなくて、県が決めることですけれども、ランキングだけで情報公開の健全な運営というものを図るという段階ではたぶんなくなっているだろう。どのような内容の、情報公開がどういう文書について請求されているか、そういうことも含めてその点をチェックする。それが望ましいだろうという気がいたします。大量請求のランキングをどうするかという話だけで議論をするのではなくて、それが健全な機能をしているかどうか。それとも、単に一部の県の部局と一部の県民の方との間でのみ使われていて、しかもその情報公開の制度の本来の趣旨に従っていないかどうかという話。これは難しく、外から見るとそうではないと言っても、実際には本人にとってみればそうだという場合もあります。県と県民の方との間の関係のこじれが情報公開の請求という形で出てくる。これはほかの、実際に私は他の自治体で審査会の委員をやっていてもそういうところがあるんです。そういう面があります。そういうところの声なき声を封鎖するのはよくないのですけれども、それも県報に出すというのはなかなか難しいですから、それはここでやる話ですか。難しいですね。判定するものではないですけれども、何らかの形でオープンにさせていただく形になるので。ちょっと宿題という形にさせていただきたいと思います。今のような趣旨を。お願いします。

菅野委員 正直難しいお話だと思いますが。

会 長 たしかに、これは件数ではなくて内容的な話もからめたほうが、実態としては我々は分かるのだろう。内容をどういうふうにかテゴリー化するかは難しいでしょうけれども、それはちょっと検討してみただけならばと思います。よろしいでしょうか。この話は、おそらく今後の会議でもまた取上げるでしょうということで、継続的なものとして。

それでは、次に情報公開制度の運用状況の話です。運用状況の説明に入る前に、関連として前回の会議で朝比奈委員と斎藤委員から資料について要望が出されておりましたけれども、それについて事務局から説明していただきたいと思います。

事務局（和田） それでは御説明させていただきます。資料3ということで配布させていただきました資料がございます。これは実施機関別請求件数という表でございますけれども、前回、第1回の会議の資料の審議用資料というものを前回会議でお配りさせていただいたところとところでございますが、その4ページのところで、知事部局、教育委員会、この二つについてもう少し詳しい内容をという趣旨での要求であったかと思えます。それに基づきまして、知事部局につきましては部ごとの内容、教育委員会につきましては部ごとあるいは学校指導部については課ごとということで、さらに小さく分けたものを作らせていただきました。それが資料3です。御覧いただきたいと思えます。

朝比奈委員 これは先程の苦情処理案件の1を議論されていたときに、量ではなく質を、中身を見ていくというところに関わるので、事務局に対して今の段階で調べてくださいという性質ではないのかなと思うのですが、例えばこれを見ていても、健康福祉部、私の領域で申し上げますと、平成14年度だけ極端に数が多くなっているんですね。こういうものを、例えば事務局、運用されている側が県民から「なぜこうなっているんですか」ということを訪ねられたときに説明できるべきなのかどうか。公表という部分にからむと思うのですが、その辺も含めて今後、検討、協議していければと思えますが。

会 長 公表はなかなか難しいですね。まさに個人情報にからむ話ですから。

事務局（和田） それから、請求を受ける段階で、請求の目的を聞くという制度になっていないということもございますので、どういう趣旨で、どういう目的でその文書の開示を求められるのかということが把握できないということもございます。

会 長 開示、さっきの話で内容についてある程度傾向が何となくわかるような資料ができればという話ですね。これは難しいのですけれども。これが毎年だんだん特定の部局で上がっていったら、そこに問題が生じているということ。だから、一時、その後、数が少なくなったのはなぜだろうと思われるのも当然だと思いますけれども。よろしいでしょうか。斎藤委員もこれでよろしいでしょうか。

それでは、次に平成 16 年度の運用状況について御説明いただきたいと
思います。

事務局（和田） それではファイルに綴じさせていただいております平成 16 年度の年次
報告書をご覧くださいと思います。それでは 1 ページから情報公開制
度の運用状況ということでございます。ここから先のいくつかの表につい
てはすでに第 1 回目の会議で御説明いただいたところとダブる部分がか
なり多いので、このへんは簡単に御説明させていただきたいと思
います。

まず、請求申立ての状況でございますけれども、平成 16 年度の利用件
数は 9,354 件ということで、前年度から比べると 5,945 件減少をしてい
るということ。また、延べ利用人数が 2,375 人ということで、これも前年度
から比較して減少しているということでございます。

以下、表がございます。2 番目の表が先ほどご覧いただきました請求者
上位の順位ごとの件数ということでございます。

4 ページに請求者別内訳ということで載せてございます。5 ページが開
示の処理状況でございます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。処理状況でございます。16 年
度の開示率は 92.1%ということとなっております。開示率というのは表の
下に……。

会 長 どこに書いてあるということを行ったほうがいいです。みんなどこか
追いかけているから。

事務局（和田） はい。開示率については表 4 の一番下に注釈が付けてございますので、
これを御覧いただきたいと思います。

次に 6 ページでございます。「不開示（非公開）理由別内訳」ということ
でございます。現行条例ですと第 8 条に不開示の理由が規定されているわ
けでございますけれども、その 8 条の各号の該当状況でございます。ご覧
いただきますと、やはり個人情報、第 2 号を理由とするものが多いとい
うことでございます。

次に 7 ページが「実施機関別内訳」でございます。これは前回もご覧い
ただいた表とほぼ同じ内容でございます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。「不服申立ての状況」でございます。平成 16 年度の不服申立ての状況でございますが、不服申立ての対象は 74 件ということでございます。そのうち 28 件が情報公開審査会に諮問されているということでございまして、年度末現在で審議中が 26 件、検討中が 43 件ということでございまして、5 件については却下、取り下げがなされたということでございます。

表 8 はこれまでの累計の数字でございます。累計 16 年度末までに 1 万 1,753 件の不服申立てがございました。これにつきまして、年度末段階では処理中として、審議中 86 件、検討中 147 件、合計 233 件が未処理の状況にある、そういうものでございます。

10 ページ以降は個人情報保護制度の運用状況でございますので、ここは情報公開直接ではございませんので省略させていただきたいと思います。

次に資料編でございます。資料編をご覧くださいと思います。1 ページから具体的な開示請求の内容と処理状況ということになっております。表は請求書の受付年月日、それから件名、ここは具体的に決定をした場合においては対象の文書の件名を書いております。ただ、不存在、請求された文書がないという場合、不保有の場合については請求された文言そのままを載せているということをしております。

次に実施機関の担当課の名前を記してございます。処理状況が、公開、部分公開、非公開等の状況を記載させていただいております。不開示理由については、部分公開、非公開の場合の不開示の理由を記載しているところでございます。なお、この処理状況については 16 年度中、すなわち 16 年 4 月から 17 年 3 月までの間に決定を行ったもの、開示決定、不開示決定等の決定を行ったものをここに記載させていただいているというものでございます。

最初の 1 ページを見て奇異にお感じになられるかと思いますが、受付年月日が平成 8 年のものが一番最初に載っております。平成 8 年のものが 16 年度中に決定を行ったということですが、この間何もしなかったということではなく、最初の数ページにわたるものにつきましては異議申立てがあったものについて、異議申立てに基づく決定を行い、決定を取消し

をして再度決定をしたということから 16 年度中の決定になったというものでございます。

4 ページをご覧いただきたいと思います。4 ページの 16 年 2 月 18 日の警察本部関係のものが隣の 5 ページの下から 6 番目ぐらいまで、警察本部関係のものが載っておりますけれども、これは特例延長ということで、2 月に請求があったものを延長して 16 年度になってから決定をしたというものでございます。

これを一つ一つ御説明するということはできませんので、いくつか特徴的なものということでお話をさせていただきたいと思います。いま延長したものを申し上げたところでございますけれども、下のページ数で 79 ページをご覧いただきたいと思います。79 ページの下三つ、事故報告書が並んでおります。教育委員会関係の事故報告書でございますけれども、これが実はずっと 87 ページまで「事故報告書」がございまして、これは請求の内容といたしましては、平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 6 月 29 日までの県立学校における物品の亡失や破損、盗難についての文書、こういった請求がございまして、それに対して対応したものが今の「事故報告書」でございます。これにつきましても特例延長ということで延長をしたものでございます。特定した文書の件数とすると、これは 209 件という件数が 1 件の請求で特定されております。

また、大量ということで申し上げますと、110 ページを御覧いただきたいと思います。110 ページの下のほうでございますけれども、北総県民センターというところが担当課になっておりますところですが、「佐倉市坂戸リサイクルセンター 温度測定表」以下の文書でございます。これも実は 114 ページの下のところまでずっと対象になっているものが並んでおります。件数といたしましては文書の数としては 175 件があったというものでございます。これは坂戸のチップ火災に関連した指導立入り調査等の記録一式というような請求に基づいて対象としたものがこれでございます。これについても決定までの日数は請求を受けてから 60 日間を要したということでございます。

次に、109 ページを御覧いただきたいと思います。環境生活部産業廃棄

物課を担当課とするものが並んでいるわけでございますけれども、これは産業廃棄物に関して特定事業所の場所と事業者名、東葛飾・北総県民センター管内、そういったような内容で請求を受けたものでございます。これは一定の範囲の事業者を把握するための請求ということかと思われませんが、こういったものがございました。これは延長なしで決定しているということでございます。

あと特徴的なものということで、事故報告書関係がたくさん載っておりますが、例えば108ページを御覧いただきたいと思います。教育委員会の教職員課が担当をしておりますものとして、事故報告書が出ております。

「平成16年8月分 いじめ、死亡にかかる事故報告書（自動車交通事故を除く、県立高等学校分）」、これは8月分としてはこういう事故報告がなかったということで、不保有で不開示ということです。これに関しまして公立小学校分でありますとか、公立中学校分でありますとかというものがあつたものとして、以下、いくつかの事故報告書が特定されて開示決定されております。

また、その下のほうに「平成16年8月分 体罰・わいせつ行為に係る事故報告書（公立小学校分）」という請求がございまして、これに関しましては当該月においては事故報告がなかったということで、不保有の不開示という決定をしているところでございます。以下、公立の中学校分でありますとか、県立高校分等についての事故報告があつたということで、いくつかあります。こういったものが事故報告書として対象となつたものがございまして。特にこの事故報告書についてはほとんど毎月請求がされているという実態がございまして。

特徴的な請求として以上、御説明させていただきました。

会 長 不服申立ての処理はいいか。

事務局（和田） 不服申立ての処理、どこですか。

会 長 173ページ以下の。まあいいですね。173、174は不服申立ての状況ですね。

事務局（和田） はい。

会 長 それでは、ただ今の説明について何か、御意見、御質問等ございますで

しょうか。

松林委員 松林です。簡単な質問です。2件あります。1点目、これは受付年月日
が書いてあるのですけれども、通しナンバーはないのですか。これは県の
ほうのソフトの中には通しナンバーが入っているのでしょうか。それが1
点目。

2点目ですけれども、この報告の中に受付、受理の処理費用を取らない
ということなのでわかるのですけれども、配布、コピーの件数とか代金は
どのくらい上がっているかは分かるのでしょうか。以上、2点教えてください。

事務局(和田) まず通しナンバーというお話ですけれども、ここは私どもとしては特に
通しナンバーということではやっておりません。御覧いただきますように、
ここについては少なくとも受付年月日順で16年度に決定したものを並べ
ているというものでございます。

費用、コピーの枚数でございますが、今資料として手元にございませ
るので、もしよろしければ次回の会議のときということでよろしゅうござ
いましょうか。

会 長 数百万円でしょう。

事務局(中岡) 記憶だと100万か200万ぐらい。

会 長 そんなもんですね、たぶんね。その他、ございますでしょうか。

菅野委員 いま、松林委員のほうからもお話があったのですが、これはこの前身
の会議のときにも問題になっていたのですが、受理ナンバー、裁判所も
そう、役所もそうなのですけれども、どうして情報公開請求これだけた
くさんなされるのに、受理したナンバー順に番号を振らないのかという
のが今でもよく分からないのですが。もうそろそろその辺りは受理をし
たナンバーで特定できるようにされていったほうがいいんじゃないかと
思っているのですけれども。その辺はここでやることなのかどうかわか
りませんが、少しご検討いただいてもいいのではないかと思います。

事務局(和田) 詳細な検討をしていませんのでまだ分かりませんが、実は1枚
の請求書で複数の文書が特定され、それが複数の課にわたるということ
もございまして、1枚の請求書が実は1件だけ振ればいいのかという、

通し番号を振りますとかなり枝番と申しますか、かなり分かれていってしまうのではなからうか。そういうものがあるのではなからうかというふうに思います。それで、同じものが複数の実施機関に請求されることでもありますし、同じものを複数の課に請求されることでもあります。その場合の請求書の枚数をどのように数えるかとか、枝番になるのか、それこそ通し番号にするのか。枝番ですとあまり意味がないということもあり得るのか、その辺を検討させていただきたいと思います。

会 長

これは件数の数え方という昔から出てくる問題ですけれども、先程から出てくるように請求者のほうは何々に関する報告書を一式という形で、1件として請求する訳ですけれども、それが100件、200件という形で實際上区分けされている形になっている。請求者のほうとしては、請求は1件だという形でも、実施機関のほうでは200件だという形で受け取る。実施機関のほうとしては、そんなの全部ではなくてサンプル的に特定のものに絞ってくださいということをつぶし窓口で指導するのでしょうか、そこら辺は不信感の関係があって、隠しているんじゃないか、全部出せという話になっているのが多分実情だろうと思います。その件数のところはそういう問題が背後にからみます。

これは自治体によって件数の数え方はばらばらです。最初は件数が少なかったので意図的にたくさん数えているという慣行が残っているのではないかと思います。いまこれだけ多くなって、たしかに件数をどうするか。ちょっと検討してみてください。

まだもうちょっと審議することが残っていますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。その他として、県民の方から要望書というものが当会宛てに提出されましたので、お手元に配布してあります。これは事務局が説明しますか。それとも私が読むのですか。事前に、ちらっと見たのだけれども、その後読んでいないので忘れてしまったけれども。

事務局(和田)

それでは、読み上げるということによろしいでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

事務局(和田)

要請書でございます。千葉県における公正な情報開示について(要請)。

先に、千葉県知事堂本暁子さんに指摘をしたところですが、千葉県における公正な情報公開に関して直接職責を負う貴推進会議に以下要請をします。2005年9月6日(火)9時半頃、私は千葉県情報公開・個人情報センター(以下、「センター」という。)において、千葉県教育委員会委員長に対し、千葉県立 高等学校長が同教育委員会に発出した事故報告書の開示請求を行いました。これに対し千葉県教育庁企画管理部教育総務課教育情報室、以下伏せ字でございますが、から同午後12時過ぎ電話がありました。その内容は概ね以下のとおりです。

「今日、 高校の事故報告書の開示請求をしましたね」「はい」「絞ってもらえませんか。例えばセクハラに関する事故報告書とか体罰に関する事故報告書とか」「それはおかしいのではないですか。 高校からどのような報告書が上がっているか分からないから請求をしているのに絞り込めというのは。請求内容の制約、制限につながりませんか」「教職員課が言うには、『 高校からの事故報告書はたくさんある』ということなんですよ」「この学校に多くの問題があるのは知っていますが、そんなにたくさん事故報告書が上がっていれば、新聞にも報道されているでしょう」「何とかありませんかね」「おかしい話ですよ」

からの連絡を受け、私は直ちにセンター職員 に次の指摘を行いました。「窓口に対して、正式に相談を申し入れます。今、 から請求を絞ってくれという電話がありました。理由は教職員課が『 高校から上がってきている事故報告書はたくさんある』ということでした。たしかにあの学校には多くの問題があることは知っていますが、開示に支障が出るほど多くの事故報告が上がっていると思えません。うそではないですか。このようなことを放置していると行政による請求権の制約、コントロールにつながります。どのような事故報告が上がっているか分からないから請求しているのです。至急調査の上、何がどうなっているのかを教えてください」「分かりました」

この後、しばらくして より電話連絡がありました。「連絡を取りました。『条例に基づいて適正に開示を行う』ということでした」「あたりまえでしょう、そんなこと。いったい何がどうなってしまっているか、

調査をしていただきたいとお願いしたはずです。教職員課が言うように、
高校からの事故報告書が開示に差し支えるほど本当に多く上がっているのか、調べていただきたいとお願いしたはずです。丸め込むようなことをしないでください。」

この後、 から電話がありました。しかし、当方としては を窓口として相談しているからと説明をしました。そして、 に以下のことを指摘しました。

の問題言動は今回ばかりのことではない。8月29日午前、センターにおいて他県民と共に自己情報訂正請求を行った。その訂正趣旨は、
高校職員会議における私たちの発言が職員会議録に記載されていないからだった。そのとき、どこからともなくセンター窓口に現れた
が、傍から口を開いて「発言は事実としてあった」が、「予期せぬ発言だったので記載しなかった」、「突然の発言だったので記載しなかった」、「職員会議録に詳細な記録を書くなどと決まっていない」と一方的に言った。そこで当方より「国会の質疑応答とは異なるのだから、会議における発言が突然なことは当然だし、予期せぬ内容だったから会議録に記載しなかったというのはどう考えても理由にならない。このような恣意的な判断で条例を解釈運用していいのか。まして、発言があった事実を把握しているのなら、逆にその発言を議事録に残しましょうというべきではないか。」

教育庁において主として情報開示の窓口業務を担当する は開示請求者である者を主権者県民として見ずに、指導監督すべき学校職員と誤解しています。しかもその根底には、県民の権利擁護の立場に立たず、行政側の利益を専らにする態度に終始しています。これでは、公正な情報公開制度の運用が危ぶまれます。そしてこのような事情を知りながら、これを放置するセンター職員に不審の念を抱かざるを得ません。

至急この間の事情を精査され、県政に誤解と歪みが生じないために、特にセンターにおける一層の正義及び公正の確保、県民擁護の立場の確認、他機関等への指導や是正等の権限行使の確認を図られるよう強く要請します。以上。

付記 正確を期すために、自己情報不開示決定に係る異議申立ての写しを添付します。

以上でございます。

会 長

一番最初の苦情申立てと関連する、結果としてはおそらく関連する申し出だと思えますけれども、御意見ございますでしょうか。

斎藤委員がおっしゃったような職員の会議録の作り方の話が後半には出てまいっております。それから、つい先程問題になった事故報告書、たくさんあるから出せ、出さない、絞り込めというような趣旨が出ております。現場はこんなものかなというところがよく分かるような、結果としてそういうことを説明していただくおもしろい資料だと思います。どうでしょうか。どなたか御意見ありますでしょうか。

私としては、事務局としてはこういう資料が出てくるのは面白くないでしょうけれども、その制度の両面からこの問題を明らかにした、ある意味において面白い、貴重な御意見だろうと思います。私は、意見として直ちにどうこうしようということは、そう簡単な話ではないのだろうと思います。しかし、この制度の背景、大量請求の背景にはこういう形でわからないから大量請求しなければいけないという県民のほうの御意見があるということ、それから、記録の作り方についてもこういう問題があるということ指摘されているということ踏まえる必要性があるだろうと思います。

特に、たくさんあるからわからないという、それゆえ大量請求という、そういう面があるということを一応皆さんで認識しておいたほうがいいだろう。議事録の作り方自体は我々の範囲かどうかはちょっと分かりませんが。

差し当たり、指導とか是正勧告ということではできませんけれども、今後の課題として受け取っていただきたいと思います。そういう形でのよいでしょうか。御意見、どうぞ。

菅野委員

今の会長の御発言のとおりだと思っておりますが、先ほどの番号にこだわるのですけれども、例えば、こういう場合、請求をして、それを番号を付けて、そこから実際上は200件になっちゃうんだと言うのだったら、

それは後でそれを見れば、その請求がいかに大変だったとか、絞らないからこうなるのだということが誰にでも分かるようになると思うんです。そういう意味でも、請求するほうは非常に大きく請求してくるのでしょうけれども、それが例えばこういう発言がもし本当に制限をしてくれないととても調べきれないんだということであれば、枝番で20件しかなかったらそういうことを言っているのは明らかにおかしいことだということになるでしょうし、200件だったらむしろ同情の声が集まるのでしょうから、むしろそういう意味でも受け付けたものについてきちっと番号を振って、それで枝番を振って、その人の請求が適切なのかどうかというものをこういう場でもそうですけれども、今後、きちんと審査ができて、単なる大量請求ということではなくて、内容を伴った大量請求なのかどうかということについてもきちんと、内容をやはり検討していく時期にくるのではないか。そういう意味で枝番はいいですよという話をさせていただきます。

会 長

そのほか、御意見ございますでしょうか。

それでは、後で時間がありませんけれども、一応傍聴者の方にも御意見をお諮りしますけれども、本日の議題は以上であります。次回の会議に取り上げたいテーマ、あるいは事務局のほうに引き続き要求したい資料等がございますでしょうか。菅野委員の検討課題として一応提案したということによろしいでしょうか。ただちにナンバーリングを振るかどうかは別として、やはりランキングの在り方の問題です。どういうふうに請求を数えるか、そして、それを分類するかということについて今後、検討しなければいけない。そういう形でテーマが挙がったと思います。そのほかありますか。

事務局のほうとしては、次回以降、次回に考えられるテーマとかございますでしょうか。

事務局(和田)

特にこれということを直接的に考えているわけではございませんけれども、苦情の申立ての件数が、発足してまだ数カ月ではございますが、5件ということでございましたので、今後の苦情がどの程度出てくるかによりましては、その苦情の報告をするためにも適切な時期にこの会議

を開催していただく必要があるのではないかと考えております。

その他については、特に今の段階でこれという資料を用意するという
ことまでは申し上げるところもないのですけれども、もし何か事務局に
ご要望があるのであれば作らせていただきたいと思います。

会 長 何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。大量な苦情が出て
きたら大変ですね。処理部会はパンクしてしまいますけれども。

それでは、閉会する前に傍聴者の方から何か御意見がございましたら、
簡潔にお願いします。

傍聴者（中谷氏） まず、この会議の持ち方、会議録、これも約束どおり非常に速やかに
未定稿が出る、確定稿も1カ月後に出てくる。しかも、確定稿には事務局
の職員の方の御名前も記されている。資料説明もきちんと省かないで
載せられているというような、他の審議会等がないことで、ぜひこうい
ったものを進めていただきたいと思います。

それから、1週間後でしたか、会議の概要版というアウトラインもホ
ームページに載せられている。こういったことも素晴らしいことで、県
オンブズが最初の会議で要望書を出しましたけれども、それにも従って
やってくれたし、その点は要望書を作った者の1人として心から感謝申
し上げます。

それから、今の会議を聞いていくつかあります。一つ、まず今日の会
議で一番大事なことは何だったのかと考えます。そこで一番最初の会議
次第がございます。その中に三つあるのですが、(1)、(2)、(3)とありま
すけれども、ぼくが一番大事なものはこれではなかったかと思うんです。
それは、3枚目だったか、「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に
関する要領」、これは初めて出てくるはずです。たしか8月18日にでき
ているものです。それが本来はここで徹底的に審議すべきものだと思う
けれども、それがなかったし、あるいはぼくが居眠りしていたから聞こ
えなかったのか分からないけれどもそれがなかった。しかも、この議題
のところにも載っていない。これは和田さん、どういうことですか。

事務局（和田） 要領は基本的に会長が定めるという形になっています。

傍聴者（中谷氏） それはたしかに、おそらく行政組織条例のあれに基づいているけれ

ども、特に部会等についても、できたのがたしか昭和三十何年か、かなり昔のものだから今の情報公開条例時代にどうなのかという見直しも将来はしていくのか、こんなことも考えたものであります。これは今1点分かりました。

会 長 もし、これについて御意見があれば申し入れていただければ、次回に御提案します。

傍聴者（中谷氏） わかりました。そうします。

それから、苦情処理のところで真剣に論議していただきましてありがとうございました。けれど、ここで明かになって、斎藤委員からも発言がございましたし、委員長も首を傾げられる、疑問を呈されましたけれども、職員会議録、これはぼくも教員だからわかるのだけれども、だんだん作らなくなってくるんです。ひどいのにになりますと校長の発言があって、言ったというタイトルだけしか書いていなくて、校長がどういうことを言ったかということを書いていない。ぼくも、全県の校長が第1回目の職員会議で何を言ったかということをお願いしようかなと思っているんです。そうすると、少しは緊張してまじめに書くようになるのか。でも、こうやると和田さんサイドからそれは大量請求だなんて言われて、またここでまな板の上の鯉になっちゃうとたまらないなと思うのですけれども。

ただ、つい最近の9月議会ですか、それを傍聴してしましても、どうも県議会の議員の質問、県民の代表である議員の質問に対しても千葉県教育委員会教育長の佐藤さんは正確にきちっと答えていないような気がする。そうすると、情報公開を使って、彼がこういうものをやって調べているんですよと言ってくる資料を探さざるを得ないということになって、県民は追い込まれるわけです。

そんなこともありますので、ぜひこの会議がどんどん開かれたものになって、さらにさっき言った会議録も非常にいい会議録を作っているの、そういったものがオープンになってくると助かるなと思っています。

すみません、長くなって。それから、堂本さんは徹底した情報公開と県政の県民参加ということを行っています。ぼくも一県民としてどうい

うふうに参加しようかなと思っているんです。この場に来る、そして発言するのも県民参加だと思うし、ぼくはだいたい審議会とインターネットに載っているのは必ず出るようにしているんです。だいたい月のうちの3分の1から半分ぐらいは出ているのではないかと思います。だいぶ変わってきました。最初は国民保護条例を作るところでやっている国民保護何とか協議会ですか、あそこでは個人の名前も一覧表だったものだから、ぼくをどう保護してくれますかと言ったら、あっけに取られているんですね。責任者出してもらって、ぼくの個人情報漏洩してますよと言ったら、はっと気がついて分かった。そういったことでも県政に貢献しているんじゃないのかなと思っているわけです。

それから、もう一つ、審議の内容です。これはここにも委員が何名かいらっしゃるのか、千葉県スポーツ振興協議会というのがあります。これも議事録を見ました。腰を抜かすんですね。議長が非公開の宣言をする前にこういうことを言っています。「議長『次に協議会に移りたいと思います。本日の協議事項は県の機関等の内部における審議・検討・協議に関する内容でありますので、非公開といたします』」と。本来、非公開にするときにはその続きが続くんですよ。それもやらずパッとやっている。事務局職員に聞いたんです。この「議長さん、いくつ？」って言ったなら七十いくつだって言ったからこれはしようがないかなと思ったんですけれども。このようなことも最近、産業教育審議会、これでも行われたんですね。「今日は中谷さんには資料はあげられません」と。「何だ」って言ったら、今言ったようなことを言うんです。「そんなことないでしょう。例えば、教育委員会会議では、あそこで委員さんが論議しているのは事務局が決定した、決めたことなんですか」って言ったら、はっと気がついて、そうじゃないと言って資料もくれましたけれども。ですから、ちょっと油断すると……、油断といたら表現悪いな、ちょっと目を離すというのかな、意識改革がなかなかないのではないかなと思います。

それから、意識改革で思いましたけれども、先程もありました、苦情処理の2番でしたか、個人情報、請求者の名前を流した、あれはまさ

に意識がなかったと思うんですね。それと同じようにぼくもあることで千葉県県議会事務局のナンバー 3 だと思うんだけど、いろいろ話している中で主権者県民が県議会を傍聴するのが何が悪い、どうするんだ、邪魔するのかということを書いたら、「主権者って何ですか」って言われた。どういう字を書くんですかと言われて腰を抜かしたんですね。ぼくはすぐ県民の義務として、どんな県庁職員が研修しているかという情報公開をお願いしましたけれども、どうも主権者は県民であるということは教えてないらしいんだけど。こういったのは今度の、この推進会議の仕事になるのかなと思っております。ちょっと長いこと言いましたけれども、以上です。

会 長 ほかにございますでしょうか。

傍聴者（田中氏） 田中です。いま中谷さんのお話と重複するかもしれませんが、私も情報公開制度の在り方について県民の声として、これは前回も発言したかと思うのですが。例えば、千葉県議会では約230以上の議会がございます。その中で選ばれた特定の審議会の先生方、これはいいかと思うのですが、その政策プロセスの段階において、これが県民の声を生かす、県民の声が反映できるような仕組みづくりといえますか、そういう面で情報の開示が約4割方がまだまだ非公開になっているのが現状でございます。

ところで、千葉県にはこの2階にはNPO推進会議室ですか、それと御承知のように情報開示推進委員会というのが今年できまして、ここは非常に情報の開示を行っているところでございます。2階のNPO会議推進室もおそらく千葉県では、いや日本では情報開示の面では1、2を争うところではないかと思うのですが、そのほかの、例えば千葉県議会、千葉市、いろいろな会議が行われております。そんな中で、ぜひ4割以上の、例えば議事録の作成とか、これらがまだまだ徹底していないと思うんです。その辺のところもぜひ開示なされるようお願いしたいと思っております。

会 長 そのほか。

傍聴者（柳沢氏） 長時間、御苦勞様です。最後に会議の中で気がついたことを2点ばか

り触れさせていただきたいと思います。

先程、受付ナンバーを取る件、御発言がありまして、私自身、前回第1回で指摘しましたけれども、本件についてはそれこそ情報公開コーナーが文書館にあった時代から指摘してきた件が本日の会議の中でその必要性が真剣に語られ出したという感じを受けました。一地方の自治体、市町村と違って県の場合は非常に大変だと思います。部課が多いし、件数も多いし、内容も多い。ただ、ナンバーをされないということが、今までそれで来たこと自体に、私自身、むしろ不思議にさえ思います。先程多い請求があるということでの対応についての問題点、いろいろ指摘されていましたが、その内容、分析等々、やるについてもナンバーを取られていないということでの後の処理は非常に複雑になる。異議申立てあるいはその審査答申等、経過が複雑になればなるほどご担当は大変だし、請求者ももちろん大変だということがわかっていると思います。ぜひ御解決させていただきたいと思います。

それともう一つは、異議申立ての苦情処理の3で関係するのですけれども、県の場合、知った日の特定がどういう形でしているのか。3の案件とその後の処理に、3の案件の内容を見ていただければ分かると思うのですけれども、その後の処理で、当然、知った処理の特定が問題になってくると思うんです。ぜひその点、解決していただきたい。いま現在、知った日の特定なしに開示請求の結論を出されているのが県の実態ではないのかと、私自身、そういうふうに思っております。それでいいのかどうか。逆に、そういうことのある程度のぼやかしが必要なことがせざるを得ない情報公開制度になっているのかとも思います。以上2点、ほかにもございますが、今日気がついた点、2点、指摘させていただきます。以上です。

会 長

他にはよろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして第2回の情報公開推進会議を閉会させていただきます。どうもご苦労さまでした。

会議録署名人

会議録署名人